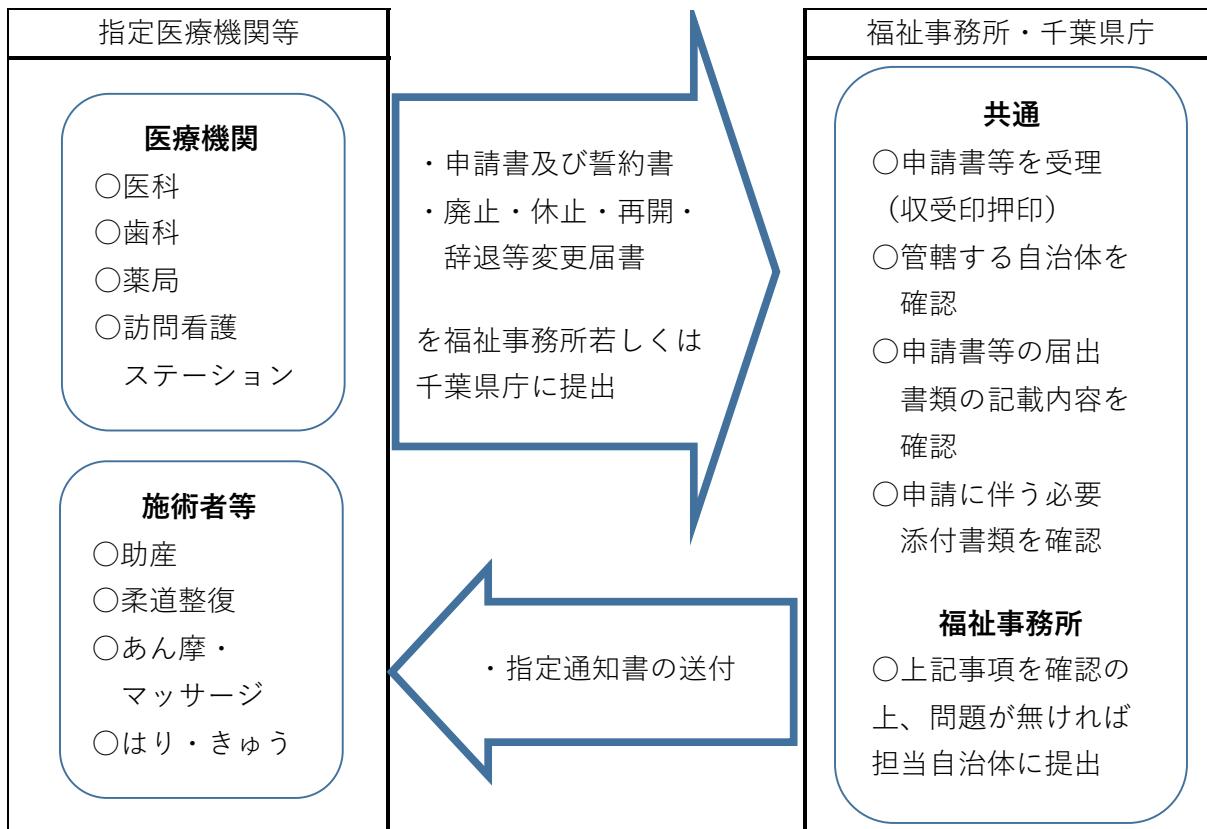


生活保護法等指定医療機関に係る事務の手引き

1 指定の流れ



※令和5年7月より健康保険法による指定と併せて関東信越厚生局へ提出が可能とな
りました。(詳細は(1) -④を参照)

(1) 医療機関又は施術者等による各種申請手続き

- ① 医療機関（病院、診療所、歯科、薬局、訪問看護ステーション）は指定担当自治体（若しくは所在地を管轄する福祉事務所）に申請書等を提出する。
- ② 助産機関及び施術機関は助産師又は施術者個人を指定するため、助産所又は施術所を開設している者は、当該助産所又は施術所を管轄する福祉事務所若しくは指定担当自治体（千葉県庁の場合に限る）、開設していない者（他者が開設する機関に従事する者）は助産者又は施術者の住所を所管する指定担当自治体（若しくは所在地を管轄する福祉事務所）に申請書等を提出する。
- ③ 指定日については、原則、毎月 20 日までに管轄する指定担当自治体（若しくは所在地を管轄する福祉事務所）が受理した月の 1 日になる。20 日以降に受け付けた申請は翌月の 1 日になる。なお、健康保険法又は介護保険法による指定日以前に受け付けた申請については、健康保険法又は介護保険法による指定日と同日となる。

ただし、下記アからウに該当する場合は、指定日の遅延が認められることがある。

ア 指定医療機関の開設者が変更になった場合で、前開設者の変更と同時に引き続い
て開設され、患者が引き続い診療を受けている場合

イ 指定医療機関が移転し、同日付で新旧医療機関を開設、廃止した場合で、患者
が引き続い診療を受けている場合

ウ 指定医療機関の開設者が個人から法人組織に、又は法人組織から個人に変更にな
った場合で、患者が引き続い診療を受けている場合

(例)		
健康保険法による 指定日	生活保護法による 指定希望日	申請期日
10月1日	10月1日	10月20日までに提出 ※健康保険法による指定日よ り前に生活保護法による指定 を行うことはできない。
10月1日	11月1日	11月20日までに提出

- ④ 令和5年7月より、関東信越厚生局に行う健康保険法による指定と併せて生活保護法等による指定を行うことができるようになりました。ただし、「健康保険法による指定期間」と「生活保護法等による指定期間」が異なる場合は個別に千葉県庁へご相談ください。

(2) 福祉事務所による形式審査及び送付

- ① 医療機関又は施術者等から提出のあった申請書に收受印を押印し、記載事項を点検する。
- ② 医療機関から指定開始日について希望を受け、且つ福祉事務所で妥当だと思われる場合は福祉事務所意見を必要に応じて添付する。
- ③ 指定申請の場合は、医療扶助運営要領第4－1の事項について調査し、指定申請書に必要事項を記載して、指定担当自治体が千葉県庁の場合は千葉県健康福祉指導課へ送付する。この際、受付後速やかに原本を送付すること。

(3) 千葉県健康福祉指導課による指定事務

- ① 医療機関又は施術者等から提出のあった申請書に收受印を押印し、記載事項を点検する。
- ② 指定申請の場合は、医療扶助運営要領第4－1の事項について調査し、適切な期間で指定を行い、指定通知書を医療機関又は施術者に送付する。
- ③ 指定内容を以下の機関に送付する。
 - ・管内各福祉事務所
 - ・社会保険診療報酬支払基金
 - ・千葉県医師会
 - ・千葉県歯科医師会
- ④ 以下の内容について告示を行う。
 - ・医療機関名称及び施術者の氏名
 - ・医療機関所在地及び施術所の名称・所在地
 - ・指定年月日

(4) 関東信越厚生局による申請書処理

関東信越厚生局へ健康保険法の申請と併せて生活保護法等の指定申請が行われると、毎月月末～翌月初旬に電子媒体にて千葉県庁へ申請内容の送付がされます。以降は(3)－②と同様です。

申請方法及び処理方法等については関東信越厚生局へお問い合わせください。

(5) 生活保護法による指定医療機関の指定有効期間（更新制）

① 指定の更新

指定医療機関の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。（生活保護法第49条の3第1項）

② 更新手続きの方法

I 指定の更新時期が近付いたら千葉県健康福祉指導課より更新の案内と更新申請書類を直接指定医療機関に送付する。

II 指定医療機関は提出期限までに所定の提出先へ更新申請書を提出する。

III 指定担当自治体は医療扶助運営要領第4－1の事項について調査し、適切な期間で指定更新を行い、指定通知書を医療機関へ送付する。

IV 指定内容を以下の機関に送付する。

- ・管内各福祉事務所
- ・社会保険診療報酬支払基金
- ・千葉県医師会
- ・千葉県歯科医師会

③ 更新手続きが不要な医療機関（みなし更新）

指定医療機関のうち、以下に該当する医療機関については、その指定の効力を失う日前6月から同日前3月までの間に別段の申し出がないときは、更新の申請があったものとみなされる（更新申請は不要）。（生活保護法第49条の3第4項（健康保険法第68条第2項の準用））

ア 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの

イ 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの

2 指定に関する留意事項

(1) 指定申請等用紙について

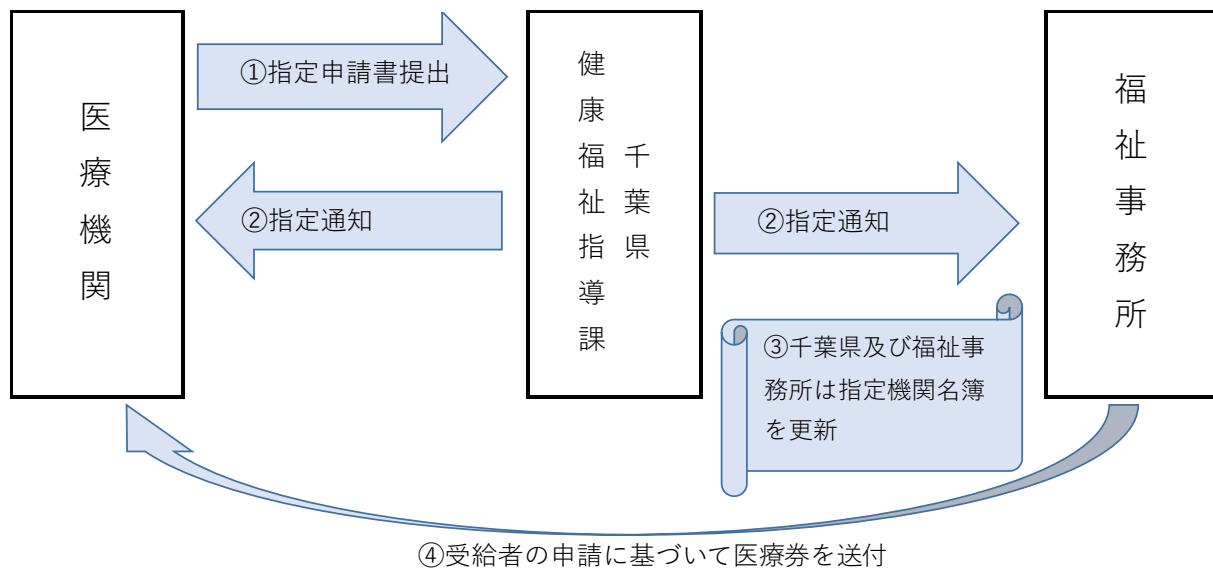
各種用紙は、千葉県健康福祉指導課のホームページ（千葉県生活保護法指定医療機関申請関係）でダウンロードするか、同じ項目のものを作成して使用しても差支えない。

※健康保険法による指定申請と併せて行う場合は、関東信越厚生局の指示及び指定様式等に従ってください。

(2) 届出によらない変更等事項の確認

指定医療機関又は指定施術者等に変更等の事由が生じたにもかかわらず、手続きがなされていないことが明らかになったときは、当該医療機関又は施術者等に対し、速やかに手続きを取るよう指導する。

(3) 医療券発券までの流れ



3 指定医療機関医療担当規定

(1) 医療担当義務

- ① 指定医療機関等は、懇切丁寧に被保護者（患者）の医療、施術を担当すること。
(生活保護法第50条第1項及び第55条第2項)
- ② 指定医療機関等は、指定医療機関医療担当規定（昭和25年8月23日付厚生省告示第222号（改正：平成30年9月28日付厚生労働省告示第344号））に従うこと。
- ③ 指定医療機関は生活保護法第52条及び昭和34年5月6日付厚生省告示第125号（改正：平成28年3月31日付厚生労働省告示第156号）による診療方針に則り医療を担当すること。

(2) 診療報酬に対する義務

- ① 指定医療機関は、被保護者（患者）について行った医療に対する報酬は、生活保護法第52条並びに昭和34年5月6日付厚生省告示第125号（改正：平成28年3月31日付厚生労働省告示第156号）に基づき所定の請求手続きにより請求すること。（生活保護法施行規則第17条第1項）
- ② 指定医療機関は診療内容及び診療報酬の請求について知事の審査を受けること。
(生活保護法第53条第1項)
- ③ 指定医療機関は、知事が生活保護法第53条の規定に基づいて行う診療報酬額の決定に従うこと。

(3) 指導等に従う義務

- ① 指定医療機関等は、被保護者（患者）の医療について、厚生労働大臣又は知事の行う指導に従うこと。（生活保護法第50条第2項及び第55条第2項）
- ② 指定医療機関は、診療内容及び診療報酬の適否に関する厚生労働大臣又は知事の報告命令に従うこと。（生活保護法第54条第1項）
- ③ 指定医療機関は、厚生労働大臣又は知事が当該職員に行わせる立入検査を受けること。（生活保護法第54条第1項）

(4) 届出義務

指定医療機関又は指定を受けた助産師若しくは施術者は、知事に対し生活保護法施行規則第14条及び15条の規定に基づき、次の各号の届出をする場合には、それぞれ所定の手続きによって届出を行うこと。

- ア 変更届
- イ 休止届又は再開届
- ウ 廃止届
- エ 辞退届
- オ 他法による処分を受けたときの処分届

生活保護法指定医療機関 届出事項一覧

		提出書類	指 定 申 請 書	誓 約 書	変 更 届	廃 止 届	休 止 届	再 開 届	辞 退 届	そ の 他
届出を要する事項										
新規申請	医療機関	医療機関（医科、歯科、薬局及び訪問看護ステーション）が初めて指定を受けるとき。	<input type="radio"/>							
	施術者	施術者（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復師）が初めて指定を受ける場合	<input type="radio"/>							添付書類： 免許証の写し
既に指定を受けている場合	医療機関	以下の事項等で健康保険法による指定番号（医療機関コード等）が変更となった場合 ① 移転したとき（訪問看護ステーションを除く） ② 開設者が変更したとき ア 個人の交代（A氏⇒B氏） イ 個人⇒法人 ウ 法人が別法人へ変更 (法人の代表者のみが変更の場合は非該当) ③ 病院⇒診療所の変更したとき	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>					
		健康保険法による指定番号（医療機関コード等）が変更とならない場合 ① 医療機関に関する変更 ア 名称の変更 イ 所在地の変更 ② 開設者に関する変更 ア 氏名（法人の場合は法人名）の変更 ③ 管理者についての変更 ア 氏名の変更 イ 管理者の交代		<input type="radio"/>						
		医療機関が業務を廃止した場合			<input type="radio"/>					
既に指定を受けている場合	施術機関	施術者の氏名の変更 【施術所を開設している場合】 施術所の名称の変更 施術所の所在地の変更（管内での移転） 施術所の所在地の変更（管外への移転） 別に施術所を開設した場合 施術所を廃止した場合 新たに施術業務の種類を増やしたとき			<input type="radio"/>					
		【施術所に従事している場合】 施術者の住所変更（管内での転居） 施術者の住所変更（管外への転居） 新たに別の施術所へ勤める場合 施術者が死亡した場合 新たに施術業務の種類を増やしたとき		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					添付書類： 免許証の写し
		天災その他の原因により、医療機関の建物の一部が損壊したなど、一時的に、正常に医療を担当することができなくなった場合				<input type="radio"/>				
		開設者等の意思により一時的に当該業務を休止する場合				<input type="radio"/>				
		休止していた業務を再開する場合					<input type="radio"/>			
		生活保護法による指定のみを辞退する場合（業務は継続するが生活保護受給者の受け入れ（担当）は行わない）						<input type="radio"/>		